

# 翔泳会会則

平成 16 年 7 月施行

## 第 1 条名称

本会は、東豊中・千里青雲高校水泳部 OB 会(翔泳会)と称す。

## 第 2 条目的

- 1.東豊中・千里青雲高校水泳部の活動を支援し、その発展を図る。
- 2.会員の親睦を図る。

## 第 3 条本拠

本会の本拠は千里青雲高校学内におく。  
事務所は代表者の住所とする。

## 第 4 条事業

本会は第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1.水泳部の活動に対し、援助を行う。
- 2.現役の近況報告を会員に配布する。
- 3.会員と現役の親睦を図るため OB 会などを開催する。
- 4.その他、本会の発展に資する事業を行う。

## 第 5 条会員

本会の会員は東豊中・千里青雲高校水泳部に在籍したことがあるもの、およびその顧問とする。

## 第 6 条役員

本会には次の役員をおく。

- 1.会長(1 名)
- 2.幹事長(2 名)
- 3.代表幹事(2 名)
- 4.会計(1~2 名)
- 5.学年幹事(何年かごとに 1 名)

## 第 7 条任期

各役員の任期は以下のように定める。

会長、幹事長 :特に任期は設けない。

代表幹事、会計 :2 年。交代役員は会員の中から選出する。(適任の人物がいない場合 1 年までの任期の延長を行う)

学年幹事 :任期は設けず何年かごとに現役時のキャプテンが着任。

## 第 8 条役職

会長はその他役員の相談役であり実務は、幹事長、代表幹事のもと行われる。

学年幹事は代表幹事の指示により必要に応じて手助けをする。

代表幹事は会員名簿の作成、OB 総会の招集などを行う。

会計は金銭の管理、収支報告書の作成を行う。

## 第 9 条会費

・年会費

会員は毎年年会費を納めなければならない。

会費は一口 2000 円とする。

会計年度は 9 月 1 日より翌 8 月 31 日までとする。

会費は主に本会の運営、現役への補助に用いられる。

例:総会案内郵送費、現役卒業記念品補助、遠征試合の支援

<遠征試合の支援について>

出場選手一人につき

近畿大会:3000 円とし、人数に関わらず最低 10000 円

全国高校総体(インターハイ):5000 円とし、人数に関わらず最低 20000 円

を援助費として水泳部に支援する。

あくまで目安であり開催地、必要費用などにより前後し変更する。

金額の決定は予算状況、残額により幹事長、代表幹事、会計の相談により決定する。

## 第 10 条その他

会員は、できる限り東豊中・千里青雲高校水泳部および試合会場などに足を運び、水泳部の活動が盛んになるよう心がける。

## 付則

本会則の施行は平成 16 年 7 月 1 日とする。

改則は役員との相談のもと行う。

\*改則\*

平成 16 年 8 月 2 日

平成 16 年 8 月 24 日

平成 18 年 11 月 19 日(総会にて)

平成 19 年 4 月 1 日(千里青雲高校設立)